

学校・保育 PCR 検査支援における実施手順

はじめに

本検査は、教育施設及び保育施設等（以下、「教育等施設」という。）関係者における感染拡大の防止と早期の教育・保育活動の再開への寄与を目的に設置され、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施します。

本検査の検査対象

下記の全てを満たす場合の幅広い接触者（原則、無症状者※₁）を検査対象とします。

- (1) 陽性者が教育等施設関係者（児童・生徒以外の職員等も含む）の場合
- (2) 当該陽性者が感染可能期間※₂に登校等しており接触があった者

※₁ 風邪症状が出ている方には、コールセンター（098-866-2129）へ連絡し、紹介された医療機関で受診するよう勧めてください。

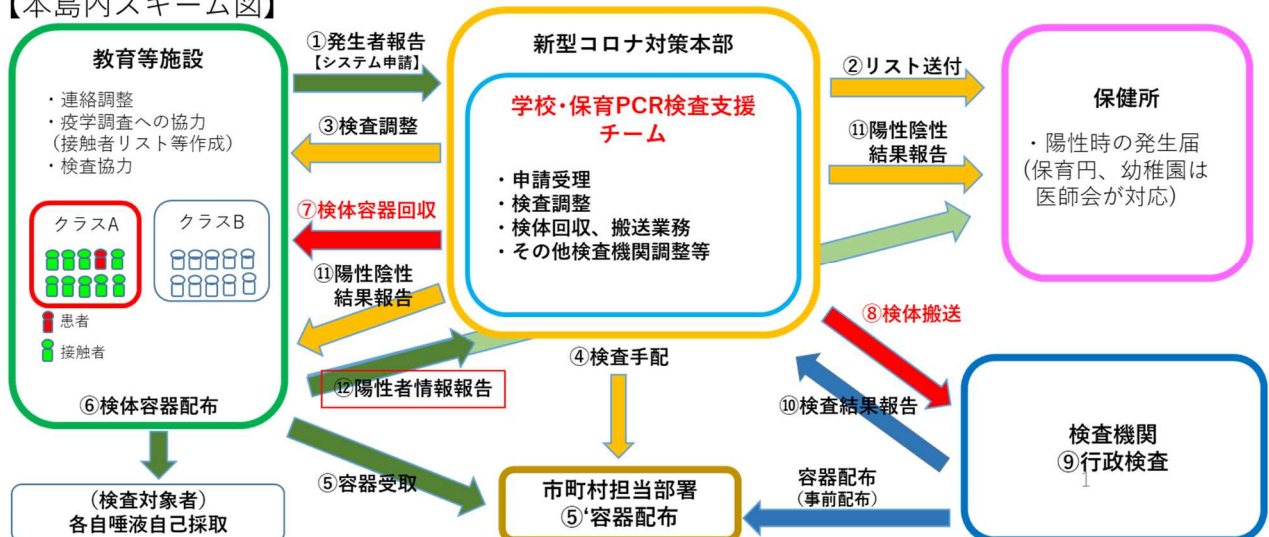
※₂ 症状がある方：最初に症状が出た日の2日前から

症状がない方：陽性確定に係る検査を受けた日の2日前から

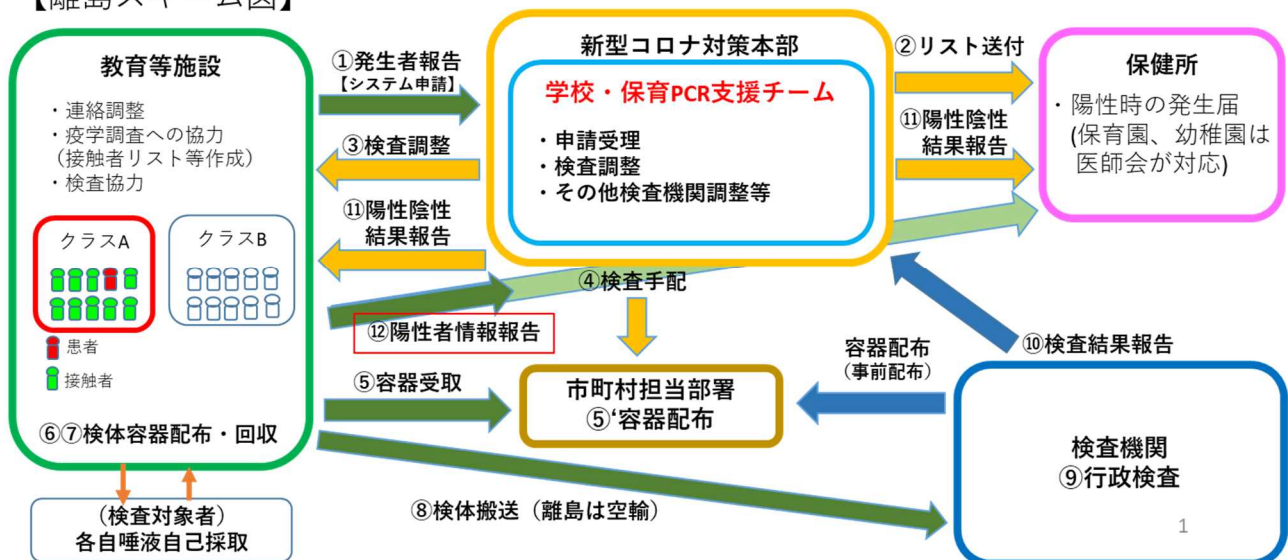
費用負担について

当該検査は、必要に応じて行う行政検査のため、受検者の費用負担はありません。
 （受診して行う検査の場合、初診料等の自己負担が発生します）

【本島内スキーム図】



【離島スキーム図】



※検体容器回収に対応する人員には限りがありますので、日時のご希望に添えない場合もあります。その際は、教育等施設において、実施することも可能です。

離島は、引き続き検体容器回収及び検体搬送にご協力をお願いします

○検査実施の流れ

1 発生者報告

(1) 教育等施設において、検査対象者リストを作成する。

※1 濃厚接触者の特定を行う必要はありません。

※2 検査対象者：陽性者の感染可能期間に接触のあった児童・生徒及び職員（同学級、部活動、登下校、土日で一緒に遊んだ者、塾や習い事で一緒にいる者等）。ただし、陽性者と同じ教育等施設関係者に限ります。家族・親戚や他校の児童生徒は含めません。

(2) 申請システムを使用し、手順に沿って、学校・保育 PCR 検査支援チーム（以下、「支援チーム」という。）に申請を行う。

申請システム URL： <https://www.okinawapcr.com>

※電子申請ができない教育等施設においては、各市町村担当部署において支援をお願いします

問い合わせ先：050-3508-4030（9:00～17:30）

2 検査対象者リスト送付

(1) 教育等施設から提出された検査対象者リストを支援チームから管轄保健所へ送付する。

3 検査調整

※受付順に対応していますので、連絡に日数を要する場合がありますのでご了承ください。

(1) 支援チームから教育等施設へ下記事項を連絡調整する。

① 検査容器等の受取場所

ア 保管場所は各市町村担当部署。ただし、一部教育等施設においては、事前に配布している

検体容器を使用する(検査機関の空き状況により別の容器をご案内することもあります)。

イ 配布物

- ・唾液回収用チューブ
- ・チャック付き小袋
- ・検体番号確認用ラベルシート 2セット
- ・検体提出用大袋 2袋
- ・(検体容器回収を施設で行う場合のみ)マスク、手袋等の衛生用品

② 検体容器回収・検査機関への持込日時

ア 離島に所在する教育等施設

指定場所へ教育等施設関係者が検体容器を持ち込む日時を調整する。

イ 本島内に所在する教育等施設

検体容器回収・搬送を支援チームに依頼するか意向確認。

(ア) 支援チームへ依頼する場合

指定日時に教育等施設の施設内に回収場所を設けて実施(ドライブスルーには対応できません)。

(イ) 回収可能日時で都合がつかない等の場合

教育等施設において、検体容器回収・検査機関への持込を行うことも可能(その際は、マスク、手袋等の衛生用品を配布)。

4 検査手配

支援チームから教育委員会等へ受け取り教育等施設名、受検者数、その他必要事項を連絡

5 容器受取

教育等施設は、支援チームに報告した人数分の検体容器等を教育委員会等で受け取る

6 検体容器配布

- (1) 検体番号確認用ラベルシールを①唾液回収用チューブ、②支援チームに提出した検査対象者リストに貼付。

※検査結果は検体番号のみで送付するため、児童生徒と検体番号が照合できるよう貼付してください。

- (2) 検体番号確認用ラベルシールを貼付した検査対象者リストをPDF等(できない場合は写真でも可)支援チームに送付。

※検査調整後、支援チームから検査案内のメールをしますので、そのメールに返信してください。

- (3) 児童・生徒・保護者へPCR検査実施について連絡し、検査に同意した児童・生徒に限り、唾液回収用チューブ及びチャック付き小袋を配布。

※検体容器回収日時を併せてご案内ください。

※採取は自己採取。教育等施設で一斉に採取することがないようお願いします。

7 検体容器の回収

(1) 離島に所在する教育等施設

- ① 教育等施設において、指定した日時・場所に受検者又は保護者から提出される検体容器(2重に個装したもの)を回収する。

※検体容器回収時は、マスク・手袋を着用し回収後は手指消毒を行う。

(2) 本島内に所在する教育等施設

① 支援チームが行う場合

- ・ 教育等施設において、支援チームが指定した日時(1時間半程度)に、回収作業用の机2つ、検体番号確認用ラベルシールを貼付した検査対象者リストを準備し、支援チームが受検者又は保護者から提出される検体容器を回収する。

※受検者又は保護者が指定日時に持込ができないため、事前に検体容器を提出する場合、原則教育等施設で保管し、指定日時に支援チームへ引き渡す。

② 支援チームによる回収を依頼しない場合又は支援チームが指定した回収日時と都合が合わない場合

- ・ 教育等施設において受検者又は保護者から提出される検体容器を回収する(その際には、マスク、手袋等の衛生用品を配布)。

※回収後、検査機関への持込のみ支援チームに依頼することも可能

8 検体搬送

(1) 離島に所在する教育等施設

- ① 教育等施設関係者において、支援チームが指定した日時・場所に検体容器を持ち込む
※他施設の持込時間に影響するため、指定した日時を厳守してください

(2) 本島内に所在する教育等施設

① 支援チームが回収・搬送を行う場合

- ・ 支援チームが指定日時に教育等施設内で検体容器回収後、検査機関へ持ち込みます。

② 教育等施設が検体容器を回収し、支援チーム搬送を依頼する場合

- ・ 教育等施設職員は、支援チームが指定した日時までに検体容器を回収し、支援チームにまとめて検体容器を引き渡す。

③ 教育等施設が検体容器回収・搬送を行う場合

- ・ 事前に支援チームが指定した日時・場所(検査機関)に教育等施設関係者が直接持ち込む

※指定した日時以外の持込はできません。

9 行政検査

検査機関による PCR 検査の実施。

10 検査結果報告

検査機関から支援チームへ検査結果送付。

※通常検体提出後、1日～2日程度で結果が出ますが、検査実施状況により通常より日数を要する場合があります

※小学校、中学校、高等学校については感染リスクの高い場面(飲食、部活動等)で接触があった者、保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む。)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、放課後児童クラブ、児童・生徒を対象とした学習塾及びスポーツクラブ等施設については受検者全員に対して検査結果が判明するまで自宅待機を推奨しています。

1 1 陽性陰性結果報告

- (1) 支援チームから教育等施設へ陽性陰性問わず全ての結果をメールで報告。

結果は検体番号のみでお知らせしますので、検体番号確認用ラベルシールを貼付した検査対象者リストと照合してください。

※検査結果は教育等施設及び管轄保健所へ同じメールで報告いたします。

- (2) 照合した検査結果を教育等施設から児童生徒へ連絡。

陰性陽性問わずご連絡をお願いします。

(以下、検査結果で陽性者がいた場合のみ)

1 2 陽性者情報報告

- (1) 教育等施設は陽性者に係る下記事項を支援チーム及び保健所にメールで報告。

支援チームから送付する結果送信メールに管轄保健所職員も含まれているため【全員に返信】で送付ください。

※保育施設における陽性者情報は、支援チームから医師会へ報告(医師会で発生届作成)

- ①学校名 ②学年クラス ③本人氏名(ふりがな) ④生年月日 ④性別 ⑤住所
⑥連絡先 ⑦保護者の氏名 ⑧保護者連絡先 ⑨検体採取日 ⑩検体ラベル番号
⑪発症日(無症状ならその情報) ⑫ワクチン接種状況(1回目、2回目、3回目、未接種)
⑬ワクチン接種日(複数回接種している場合は、全ての接種日)
⑭過去の感染有無 ⑮感染時期(把握していれば就業制限解除日)

- (2) 陽性者への連絡

- ①教育施設及び学習塾等における陽性者には、管轄保健所より電話連絡を行います。
②保育施設における陽性者には、医師会より電話連絡を行います。

1 3 陽性者の発生者報告

新規陽性者の接触者を確認し、再度検査対象者がいる場合、指定の方法で支援チームに報告し、同じ流れで対応を行う。